

取扱区分：「公開」

平成29年第12回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成29年11月10日(金) 10時00分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成29年第12回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年11月10日（金） 午前10時00分 ～ 11時54分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第35号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第36号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第37号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第38号	周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の 選任に関する規則の制定について	
報告第49号	農地法第3条の規定による届出について	1件
報告第50号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	4件
報告第51号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	7件
報告第52号	非農地証明について	5件
報告第53号	農地所有適格法人報告書の提出について	1件
議 題	会長職務代理者の互選について	

4 出席委員

第1番	岩 田 実 君	第3番	山 崎 光 夫 君
第4番	徳 本 勉 君	第5番	秋 貞 啓 子 君
第6番	佐 伯 伴 章 君	第7番	高 橋 恵 君
第8番	田 中 榮 作 君	第9番	藤 井 孝 君
第10番	西 田 孝 美 君	第11番	笠 井 保 雄 君
第12番	原 田 雅 之 君	第13番	歳 光 時 正 君

第14番 竹 安 昌 巳 君

第15番 林 俊 一 君

第16番 松 田 孝 行 君

第17番 藤 原 典 子 君

第19番 杉 村 龍 男 君 (会長)

5 欠席委員

第2番 弘 中 壽 君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長 隅 浩 二

次 長 藤 井 豊

次長補佐 小 西 美佐江

書 記 時 重 智 一

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は18名中17名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第2番弘中 壽委員の1名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（杉村会長）

それでは只今より、平成29年第12回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第5番秋貞啓子委員さん、第12番原田雅之委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第35号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案5件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●に所在する農地の田、1筆の2、150平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、高齢で、譲受人に耕作管理をお願いし

ており、後継者もいなく、不動産を整理したいため、譲渡したい意向であり、譲受人の方は、申請地はすでに利用権を設定し、耕作を行っている農地で、譲渡人から売買の申し出があったことから購入されるとのことです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は197アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、これまでも農地として利用されており、所有権移転後も同様に利用するため、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

松田 孝行委員

16番の松田です。譲渡人と11月2日にお会いいたしました。譲受人は、圃場整備が終わって13年ぐらい利用権設定をして、この土地を耕作してお

りました。農機具の保有状況から見ますと、トラクターが1台、田植機が1台、耕耘機が1台、草刈り機が4台、軽トラで、保有状況については申し分ないのではないかなと思います。今まで作っていたところの所有権を移すということですから、何ら問題ないと思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●及び●●に所在する農地の畑、1筆、310平方メートル及び田、8筆の6,305.36平方メートル合計で9筆、6,615.36平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人の父は、92歳の高齢で体力もなく、農地は名義上の所有者であり、譲受人である息子さんが、実質耕作をしている状況であり、この際、農地の全てを生前に贈与し、農地の管理も含め、引き継いでほしい意向であります。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全て

を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は66アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、これまでどおり譲受人は、水稻を耕作するものであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番

佐伯 伴章委員

6番の佐伯です。農地法第3条の許可申請がありましたので、調査報告させていただきます。譲渡人より高齢のため、農作業に支障も出始めたため、譲受人である息子さんへ生前贈与したいとの申請がありました。11月7日に自宅に伺い、譲渡人と譲受人に直接お出会いし、意志確認をしました。

農地も水稻及び自家用野菜等の畑として維持されており、贈与後も譲受人夫婦が継続して頑張られるということです。農繁期には譲受人の息子さん夫婦も手伝われるということで維持できると思います。農機具も各種揃っており、維持は十分と思われまますので、問題は無いと思われまます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●に所在する農地の田、2筆の1、368平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は通作には遠距離で、仕事も忙しく管理できないため、譲渡したいとのことで、譲受人は申請地が自宅の近くであり、自作地の隣地であることから、農地拡大のため譲り受けを要望されたとのことでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は48アールで、当地区の

30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、梅、イチジク、ブルーベリー等の果樹や玉ねぎ、白菜、大根、ほうれん草、ミョウガ等の栽培を予定しており、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番

徳本 勉委員

4番の徳本です。譲受人は隣接農地、これは田んぼですが、それを所有しております。実際にも耕作されており、計画ではブルーベリー等低木の果樹等を作ることで、自分の田んぼによく日が当たるようにということも考えられているようです。労働力も奥さんと二人ですが、十分あると考えられますので、許可要件は十分だと考えております。審議をよろしく願います。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたし

事務局長

ます。

次に4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●に所在する農地の田、3筆の3,504平方メートル、農地の畑、1筆の40平方メートル、合計4筆、3,544平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、遠方に居住しており、耕作、管理は困難で、現在耕作している譲受人に、今回贈与されたいとのことで、譲受人は、譲渡人からの申し出に応じることにされたものです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は58アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻のほか、ピーマン、ナス、きゅうり、大根を栽培するとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番

第12番の原田です。議案第35号4番について補足説明いたします。

原田 雅之委員

譲受人と11月3日に現地で、譲渡人は遠方のため11月7日に電話で意を確認をいたしましたので、報告いたします。

譲渡人は、申請地を相続したものの、遠方で今後も戻る予定も無く、農業後継者もいないことから、今回贈与により譲渡したいとの事でした。

申請地は、以前から譲受人が利用権を設定し水稻を栽培しており、現在も畦草、水路の保全等についても、十分管理が行き届いておりました。

11月3日に現地調査の際も稲刈りの際中で、娘さん夫婦、又、友人、近所の人5名が、ぬかるむ田の中を手際良く、バインダーで刈取ってはコンバインで脱穀されておられました。

又、当日は勤務の都合で不在でしたが、普段はお孫さんがコンバインを運転し、耒摺を手伝っているとの事でした。

農機具の保有状況につきましても、軽トラ1台・トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・動力防除機1台・乾燥機2台・耒摺機1台・草刈機4台を保有しております。

申請地は、譲受人宅から1キロ未満と近く、耕作に大変便利の良い距離にあり、又、長年耕作していることから、周辺農家との連携もスムーズに行えています。

今後も、家族及び近所のフォローもあるので、安定した営農が見込まれ、何ら問題ないと考えますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。なお、この議案に関連いたします報告第49号の説明も併せてお願いいたします。

事務局長

最後の5番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●に所在する農地の畑、5筆、16,512平方メートルでございます。

この議案に先行いたします所有権移転の事案がありますので、それを先にご説明させていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。報告第49号「農地法第3条の規定による届出について」を、ご説明いたします。

今回の届出については、●●地区の大字●●に所在する畑5筆について、農地利用集積円滑団体である「公益財団法人やまぐち農林振興公社」が農地売買支援事業により、一旦買い受けられるものでございます。なお、登記地目は畑ですが、現況は、樹園地となっております。

通常、農地の権利移動をする場合には、農地法第3条の許可が必要となりますが、農地利用集積円滑団体、ここでは「公益財団法人やまぐち農林振興公社」であります。農地利用集積円滑団体が農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地売買支援事業の実施により権利を取得する場合には、農地法第3条第1項のただし書き規定、第13号により、許可は不要とされております。

添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理いたしましたのでご報告いたします。

また、議案書の2ページの5番に戻っていただきまして、只今説明いたしましたように、農地売買支援事業により一旦譲り受けました公益財団法人やまぐち農林振興公社が、次は、新規就農者に農地を売り渡すものでござい

す。

権利移動に関しましては、農地売買支援事業や農業経営継承事業により、譲受人は果樹園を経営し、主にぶどうを栽培しようとする新規就農者で、前の経営者から果樹園の経営を継承するものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、現在は妻と二人ですが、今後地域で従事者も確保していき、また農機具も前所有者から引き継いでおり、その他今後計画的に購入予定のものもございまして、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は165アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、売買による所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、今までも果樹園として利用されていたことから、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第7番

高橋 恵委員

7番の高橋です。11月6日に申請人と現地にて確認いたしましたので、報告いたします。なお、譲渡人は、農地等売買事業の実施により、公益法人やまぐち農林振興公社です。現地はぶどうの観光農園を経営されております。譲受人は以前より、農業に従事したいと希望していたこともあり、高齢のため後継者を探しているという農園の前所有者のことを知り、当園を引き継ぐ決意をされました。家族で●●に移り住み、夫婦共に当園で2年間、前所有者について、ぶどう栽培を学んでこられました。また、近隣の農園には同じような若い世代も増えており、サポート体制も充実しています。譲受人も大変意欲的にぶどう栽培に取り組んでおられ、農園の継承もスムーズに進んで行くように思われます。以上のことにより、今回の申請も問題がないと思われれますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の議案第35号5番及び報告第49号につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

以上で議案第35号及び報告第49号を終わります。

続きまして、議案第36号を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお願いします。

議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明

いたします。今月の農地法第4条による許可申請は1議案1件でございます。

それでは、ご説明いたします。

申請人は、周南市に居住している会社員の方です。

申請地は、日当たりが良く発電効果が多く期待できることから、パネル設置面積320.64平方メートル、発電出力54.72キロワット、パネル枚数192枚を設置する目的で、申請書が提出されました。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から北東に約2.5キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●1057番、地目は田、地積は297平方メートル、同じく字●●1058番、地目は田、地積は1,127平方メートルで計1,424平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございますが、上側部分に多少の余り地がございますのでご説明いたします。現地は、土地が2枚に分かれておりますが、約1.1メートルの段差がついています。又、上の段と下の段の一部に湧水があり、パネルの設置は不可能と判断しております。

(湧水状況を写真で説明→上の段2枚と下の段2枚を見ていただく)

スチールテープを用いての面積測定ではございますが、利用不可能な面積が約238平方メートルありまして、1,424から238を引きまして、有効利用面積は1,186平方メートルとなります。

最後に現地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び預金証書等が添付されてお

りまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番

徳本 勉委員

4番の徳本です。現地は写真にありましたように、ちょっと分かりにくいんですが、●●の南斜面に該当します。申請人は、隣接地に、100メートルぐらいのところに、太陽光発電所を有しております。太陽光発電のパネル設置については、開発行為ではありませんので、転用上の問題は無いと思います。それから、日陰の問題につきましては、近隣の農地についてはほとんど問題ありません。ご審議をよろしくお願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の4ページをお願いします。

議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条による許可申請は1議案5件でございます。

それでは、1番からご説明いたします。

譲受人は、市内で農業を営む方です。

申請地は、譲受人の家の近くであり、管理も容易にできることから、譲渡人からの申し出に応じ、杉300本の植林、桜50本、イチョウ20本の植樹をするものです。

又、譲渡人は遠方に居住しており、農地の維持管理が困難となったため、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●から南東に約1.6キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、5筆ございまして、先ず、周南市大字●●523番1、地目は畑、地積は661平方メートル、同じく字●●523番2、地目は田、地積は644平方メートル、同じく字●●553番1、地目は畑、地積は590平方メートル、同じく字●●553番2、地目は畑、地積は360平方メートル、最後に字●●553番3、地目は畑、地積は17平方メートルで計2,229平方メートルでございます。

又、植林・植樹の地番でございますが、523番1・2が植林で553番1～3が植樹でございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に現地の写真でございます。(植林と植樹の2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

秋貞 啓子委員

第5番秋貞でございます。議案第37号1番について報告いたします。譲渡人には11月7日に電話で確認、譲受人とは11月8日に現地に行き、確認いたしました。現地は地目は田及び畑ですが、譲渡人が遠隔地に居住されているため荒廃地になりつつあり、譲受人が住む近くであるため、管理を依頼されておりましたが、この度管理するに当たり、譲り受けて杉、桜やイチョウなどを植樹して道路からの景観をよくすることも考えられております。現地の向こう側に自己所有の森林もありまして、管理されるにもやり

やすいとのことでありました。申請許可がおり次第、苗木を調達、植林する意向とのことですので、検討の程よろしく願いいたします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、2番についてご説明いたします。

譲受人は、周南市に居住している会社員の方です。

現在、アパート住まいであるが、家族が増え手狭となったため、使用貸借により、自己用住宅を建築するものです。

又、譲受人は譲渡人の孫にあたり、協力提供するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、JR●●線●●駅から南東へ約150メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●1199番1、地目は田、地積は1,969平方メートルの内の322.38平方メートルでございます。

（スクリーンに地積図、土地、建物の平面図、建物の立面図、写真を表示）

こちらが、地積図でございます。

続きまして、土地、建物の平面図でございます。

続きまして、建物の立面図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に鉄道の駅のある、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び借入審査通知書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われま。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、汚水につきましては、公共下水道への接続で、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

尚、建ぺい率につきましては、22.51%でございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番

原田 雅之委員

12番の原田です。議案第37号2番について、11月3日に貸付人と現地で、11月7日に借受人と電話にて意思確認並びに調査いたしましたので報告いたします。

申請地は、周南市呼坂のJR●●駅から南東へ約150メートルにあります。地目は田で、現況は2年前より一部耕作にて野菜を栽培し、他は自己保

全管理で、草刈りもされておりました。貸付人に水稻栽培を止めた経緯を確認したところ、井手から申請地まではかなりの距離があり、2年前にその導水管が破損して水を引くことが困難となり、同水路を利用していた農家も耕作を止め、自身も高齢であるためということでした。

本件は、親族間の使用貸借で、貸付人の孫夫婦である借受人は現在アパート住まいで、子供も生まれ、手狭となったため、自己用住宅を建築することとし、自己及び親族が所有する土地のうち、建築に適する土地は申請地以外にないとのことでした。また、貸付人も孫夫婦の意向に賛成し、申請地の一部を住居用地として、提供するとのことでした。

事業計画書、立面図、平面図、被害防除計画書、排水計画図に沿って調査しましたが、住居建築用地周辺は貸付人宅地、貸付人の農地、公道であり、また、家庭雑排水は公共下水道、雨水については、道路側溝への排水となっており、周辺農地への影響が起こることは無いと考えられます。

孫夫婦がひ孫を連れて、隣に住んでくれるのは、貸付人にとってもまた、地域にとっても大変喜ばしい事と考えます。

以上、何ら問題ないと考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の5ページをお願いします。

許可申請の3番について、ご説明いたします。

譲受人は、周南市在住の会社員の方です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積230.74平方メートル、発電出力23.6キロワット、太陽光パネル145枚及びパネル設置面積353.22平方メートル、発電出力35.4キロワットの太陽光パネル222枚の2箇所設置するものです。

申請地は、南向きで平坦であり、自宅からも近く維持管理も容易な立地であり、又、譲渡人は、相続により農地を取得したが遠方に居住しておることから、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南西に約500メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●409番1、地目は田、地積は639平方メートル、同じく字●●410番1、地目は田、地積は1,067平方メートルの計1,706平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

先ず、農地区分につきましては、水道管、下水道管が埋設され、かつ、おおむね500メートル以内に教育施設、医療施設の2つ以上ある、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資借入審査承認書が添付されておりました、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございませ

ん。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第7番

高橋 恵委員

7番、高橋です。11月9日に申請人と現地にて確認しました。なお、譲渡人は遠方のため、電話にて確認しました。

現地は、譲渡人が遠方に居住していることもあり、長く耕作されておらず、雑草が繁茂していました。

一方、譲受人は前々から太陽光発電事業をしたいと考えておりまして、土地を探していました。

申請地は譲受人の自宅からも近く、維持管理なども容易であることから、今回の申請となりました。書類なども完備されており、何ら問題ないように思われます。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号3番につきまして、採決を行います。

事務局次長

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

続きまして、4番についてご説明いたします。

譲受人は、●●市に居住している会社員の方です。

義理の母の所有地を使用貸借により、自己用住宅を建築するものです。

又、譲渡人は、譲受人からの自己用住宅を建築したい旨の申し出により、応じたとの事です。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●から南南東に約1.0キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●2531番1、地目は田、地積は473平方メートルの内の461平方メートルでございます。

尚、12平方メートル残しての一部転用の理由でございますが、当申請地の隣接に法定外公共物の青線・赤線が存在しており、担当課との境界確認後に実測した結果、全体面積が公簿の473に対して632.87平方メートルとなり、公簿上の面積より159.87平方メートル増となる事が判明したため、一部転用の申請となりました。

又、現在分筆登記と地積更正の申請中と聞いております。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、建物の平面図及び立面図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、実測図でございます。

続きまして、建物の平面図でございます。

続きまして、建物の立面図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、汚水につきましては、合併浄化槽へ、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、宅地への進入のために、道路側溝へ蓋を掛けることが必要となり、道路課へ市道の加工承認申請書が提出されております。

尚、建ぺい率につきましては、27.04%でございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

秋貞 啓子委員

5番の秋貞でございます。議案第37号4番についてご報告いたします。現地は義母である貸付人と娘婿の借受人との使用貸借を設定され、自己住宅を建てられるものでございます。現在は遠隔地に居住されている借受人とは11月7日に電話で確認いたしました。11月8日に貸付人と現地の確認に行きまいりました。現在田である現地は、貸付人の住宅の直ぐ下にありまして、この度、貸付人と同居することを考えられ、住宅を建築されるもので

ございます。道沿いの便利な位置で広さも十分でございます。仕事も変わられ、親子3人で、地元に戻られることは、大変うれしいことでもあります。よろしくご検討をお願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして5番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、5番について、ご説明いたします。

譲受人は、●●在住の会社員の方です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積396.8平方メートル、発電出力49キロワット、太陽光パネル240枚を設置するものです。

申請地は、面積、日当たり、電柱の位置等好条件であり、又、譲渡人は、今まで利用権設定により耕作して頂いていたが、借り手の理由により中途解約されたことにより、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南南東約760メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●1270番2、地目は田、地積は1,900平方メートルの内の950平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、水道管、下水道管が埋設され、かつ、おおむね500メートル以内に教育施設、医療施設の2つ以上ある、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び借入審査通知書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

林 俊一委員

15番の林です。10月31日に貸付人と現地にて確認いたしました。農地は4年前から休耕田になっており、隣接する田は畑になっており、水路関係には問題ないと思われまます。半分ほど太陽光発電をやられるとのことでした。

が、業者に問い合わせた結果、半分しか許可が下りなかったということでしたので、半分完成した後に、また半分をやられるということで問題ないかと思われます。近隣関係については、住宅関係は遠く、周りにないので大丈夫かと思われます。借受人に対しては、電話で確認いたしましたのでご報告します。以上ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

はい。どうぞ。

第16番

松田 孝行委員

16番の松田です。お聞きしたいんですが、太陽光の関係は、他の案件は、面積が大きくても許可が出て、なぜこの案件は半分しか許可が出ないのか、どういう違いなのか、教えて下さい。

第4番

徳本 勉委員

50キロワットを超えると高圧になるので、多分そのせいだと思います。中国電力が高圧でなく、低圧でしないと電気主任技術者という専任の人を雇わないといけない。そのせいだと思います。2回に分けてやれば低圧でいけるから。こういうことだと思います。

議長（杉村会長）

よろしいでしょうか。その他ございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号「周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定」について、を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長補佐

それでは、議案書の6ページをお願いいたします。議案第38号「周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定」についてご説明いたします。併せて、別紙「周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（案）」をご覧ください。

すでに今年2月に推進委員を募集し、選任も終わっているところですが、この募集、選任につきましては、改正された農業委員会に関する法律に基づき、手続きを進めまして、具体的な手続等を規定するものがございませんでしたので、この度、周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任の手続等について、必要な事項を規則で定めるものでございます。

後程、審議終了後、協議事項のところでも改めて農業委員の選任に関する規則については、ご説明申し上げますが、すでに、農業委員に係る選任については、要綱を制定しておりましたが、これを改正する必要性が生じたことから、新たに規則として制定するものでございます。それに併せて推進委員の選任に関する規則についても新たに制定するものでございます。

推進委員については、農業委員会の委嘱でございますので農業委員会の規則として上程させていただきますが、農業委員の選任に関する規則は、市長の任命により選任することになっておりますので、農業委員さんのご意見を伺った上で、市長部局、農林課の方で決定させていただき運びとなります。

条文の説明については省略させていただきますが、第11条で欠員が生じた場合の補充について制定し、また、辞任については、農業委員会法では、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができますとなっております。

以上です。皆様のご審議をいただきますようお願いいたします。

議長（杉村会長）

説明が終わりました。それでは質疑を行ないます。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号につきまして、採決を行います。

「周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定」につきまして、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、「周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定」につきまして、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第50号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第50号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第50号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第50号を終わります。

続きまして、報告第51号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページ、10ページをお願いいたします。報告第51号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に

規定され、許可は不要とされているもので、今回は7件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

今回の番号4番と5番につきましては、譲受人と譲渡人がそれぞれ入れ替わっておりますが、交換の所有権移転でございます。

また、4番の農地につきましては、この権利移転に先行した5条の届出が、譲渡人から平成27年7月9日に出ておりまして、この時、所有権移転登記までは済んでおりましたが、転用が未実施の状況でございました。その状態のまま今回、交換で所有権移転されるということで、そのためには、新たに5条の農地転用届出の手続きをすることになります。この手続きにつきましては、県の団体指導室にも確認を取りましたし、解説書等にも同様の説明があります。

次に、先月の総会でも5条の届出について、何点かご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。少し長くなるかと思いますが。

ご承知のとおり、農地法第5条で、農地の転用及び権利の移転をする場合は許可を受けなければならないことを定めておりますが、例外規定として、第5条第1項第6号で市街化区域内にある農地については、政令で定めるところにより、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって、許可は不要とされています。

政令で定めるところによりとありますが、この政令、又はこれによる省令であります農地法施行規則第26条において、提出書類は土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書を添付することが規定されており、第27条では、届出書の記載事項は届出者の氏名、住所、土地の所在、転用の目的、時期等々を記載することが規定されております。事務局では、その書類を審査して、受理通知書を2週間以内に交付することになっています。

また、この届出効力が発生する日については、農業委員会で受理を決定した日ではありません。いつかと申しますと、届出が窓口にあった日、到達された日とされています。したがって、この受理通知は、単なる事実の通知に過ぎないとしか考えられませんし、届出があった時点で、届出事項、添

付書類が完備されていれば、その時点で効力が発生するという事です。

要するに、市街化区域の農地については、5条の例外として、届出制というより緩やかな規制方法にとどめているということです。届出すれば許可は不要とされる関係に立つことから、届出と許可はその法的効果を同じくすると解されております。

では、なぜ、市街化区域の農地の規制が緩やかかという点でございますが、農地法は、優良な農地を保護し、国の農業生産力を維持するために転用する場合には、原則として許可が必要であり、特に良好な営農条件を備えている農地については、厳しい許可制限がございます。一方、社会経済上必要な土地需要に対しても適切な対応をしていく必要があり、市街化区域の農地については、これに当り、許可は不要、届出で済むとなっております。

この市街化区域について少し触れさせていただきますが、ご存知のとおり、周南市には、周南都市計画マスタープランという基本方針がございます。そして、その中で、周南都市計画区域と旧熊毛町の一部が入っております周南東都市計画区域の二つが存在しています。

周南東都市計画区域は、現在は光市や旧大和町、旧熊毛町の一部で、区域区分を定めないうわゆる非線引きの都市計画区域であり、市街化区域と市街化調整区域の区分がありません。用途地域と白地地域のみ区分されています。

余談ですが、平成15年の合併時には、熊毛地域はいわゆる未線引き、これから区域区分を進めて行く区域でありましたが、その後、都市計画法の改正がありまして、今後線引きを進めて行くか、あるいは、しないか、いずれかの選択になり、今後区域区分をしないという決定をいたしました。ということで、今後とも市街化区域は存在しませんし、用途地域と白地地域だけの区分になります。

一方、周南都市計画区域は旧徳山市と旧新南陽市の一部で、線引きをした都市計画区域であり、市街化区域は、すでに市街化を形成しているか、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であります。都市計画法第7条によって区域区分を定めております。

市街化区域は、今後積極的に市街化を図っていこうとする地域でありますから、係る地域内にある土地は農地であっても、転用が認められなければなりません。また、この都市計画法では、市街化区域に関する都市計画を定めようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならないことが規定されております。

このように、市街化区域については、関係行政庁の間で協議が行われ、農業上の土地利用との調整を経た上で設定されます。そこで、関係行政庁が市街化すべきであると認めている市街化区域の内の農地転用については、もはや許可という強い規制をかける必要性が認められないため、農地法は、許可制に代えてより緩やかな届出制をとっている訳です。

また、先月の総会で委員からご発言いただきましたように、市街化区域は、第1種中高層住居専用地域や、第1種低層住居専用地域、商業地域や工業地域など、12種類の用途地域に区分されていますが、それぞれの区域ごとの規制は、都市計画法上で用途や建築の制限があったにしても、農地法上においてはございません。市街化区域をひとくくりで捉えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

事務処理につきましても届出の様式については通達で決まっておりますし、記載内容も定められております。この前ご発言あったように、投資金額等といった項目はございません。添付書類についても法的に指定され、図面の縮尺についても規定されております。

また、県が作成しました農地法関係事務処理要領というものを基に我々は、事務を進めておりますが、この中で、届出は許可申請の場合と異なり、転用目的の実現の確実性、あるいは計画面積の妥当性についての制約はないとあります。許可の際には重要な審議要件ですが、届出の場合はありません。

審査をして、仮に不適法な届出に対しては不受理の通知をすることになりますが、この不受理は、行政不服審査法による審査請求の対象となる処分であると注意書きもあります。

また、この届出がなされた時は、行政手続法という法律が関係してきますが、第37条で、届出が、記載事項に不備がなく、必要とされている書類が

添付されていれば、届出先の事務所に到達した時に、当該届出をすべき手続き上の義務が履行されたものとするがあります。

かつては、この届出によって、生じる効果が好ましくないという理由で届出を受理しない、不受理ということも他では過去にあったようでございまして、その5条届け出の不受理行為が取消訴訟で争われるといった判例もございました。

他市の例もお伺いしました。●●市など市街化区域を持たない市もございしますが、●●市、●●市については、周南市と同様の事務処理を行っていませんし、総会においても単なる報告だけで済ませて、質問、ご意見も伺っていないという状況でございました。

法的な手続きに沿って届出人が届出をするのに、他市での窓口では、受理されるものが、周南市では厳しすぎるというのも如何なものかと思えます。

規定にそって完備された届出が提出されているにも関わらず、法に規定された以外の内容を詳細に聞いたり、あるいは書類を求めたり、さらにそれが農地法の本来の趣旨に沿ってないことをもって、不受理にするということには出来ないと考えますし、また、受理、不受理を決定する際であれば、届出事項以外の内容をお尋ねするのもまだ、届出者も納得されると思いますが、受理通知書を交付した後のことでは、全く意味を持たないことを何故聞くのかと思われても仕方のないところです。

法的には、適正な届出があれば、受理と決定しますので、受理となったものを覆す意図もなく、今更ながら届出人に対して詳細な情報を提出させるのは難しい事であると考えております。

また、周南市農業委員会規程第8条第2項では、事務局長の専決事項が3つ規定してあります。それは、市街化区域内の4条の届出、そして5条の届出、そして、もう一つは先程の報告第49号にありました、農林振興公社などの農地利用集積円滑化団体や農地中間管理機構が3条の届出で取得する場合でございまして、この3つの届出処理の権限に限られています。

いずれにしましても、農業委員会として市街化区域においては、必要以上の指導というものは、難しいと考えております。

従いまして、許可行為と違いまして、届出行為につきましては、形式的要件を満たしていると判断されれば受理通知書を交付してよいとされておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

時間を取りました。申し訳ございません。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第51号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

第10番

西田 孝美委員

それなら、もう報告事項は出されなくていいんじゃないですか。質問ないかと聞かれるから、そういう質問が出たと思うんです。局長専決で済まされたらいかがですか。

事務局長

それは、それでいいんですけれども、法的にも報告は委員さん方にはしなくてはいけません。情報は情報として、委員さん方にはお流しする必要があるかと思えます。

第10番

西田 孝美委員

質問ありませんかと聞くことはいらないですね。

第13番

歳光 時正委員

今、西田委員が言われたように、前は、報告事項は事務局長が専決処分を行いましたと、いうだけの報告で終わっていたんですよ。近頃になって、議長から質問ありませんかと、不思議で仕方なかったんですが、西田委員が言われたように報告だけで済ませたらいいと思います。

議長（杉村会長）

はい、次回からはそのようにさせていただきます。

以上で報告第51号を終わります。

続きまして、報告第52号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いいたします。報告第52号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は5件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

以上で報告第52号を終わります。

続きまして、報告第53号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いいたします。報告第53号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（杉村会長）

以上で、報告第53号を終わります。

次に、日程第3、「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。

先月の10月10日の総会におきまして、農業委員の辞任について皆さんの同意をいただきました。それを受けて、改めて任命権者である周南市長あてに辞表が提出、同日受理されまして、正式に辞任となりました。

辞任委員が会長職務代理者でありましたので、現在、職務代理者不在という状況でございます。よって、本日、互選についてお諮りしたいと思います。

会長職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理するとなっております。

それでは、互選の方法ですが、基本的に、投票という方法と指名推薦という方法の二通りがある訳ですが、前回7月の状況等勘案しまして、選考委員による選考とさせていただきたいのですが、いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

よろしゅうございますか。

それでは徳山地域からは2名、新南陽、熊毛及び鹿野から各1名の選考委員を出していただき、合計奇数の5名にして選考に当たりたいと考えます。各地区の選考委員さんを選んでいただきまして、選考をお願いしたいと思います。

事務局長

それでは各地域でお集まりいただき、まず選考委員を決定し、選考に入らせていただきたいと思います。

(選考委員による協議)

議長(杉村会長)

それでは、再開いたします。選考委員を代表いたしまして、田中委員さんから発表をお願いします。

第8番

田中 榮作委員

長い間お待たせして申し訳ありません。色々と5名で話し合いました結果、鹿野の方をお願いしようという考えもありまして、時間もかかりましたが、最終的には熊毛の笠井委員に決定しましたのでよろしくをお願いします。

(拍手)

第11番

笠井 保雄委員

大変未熟なんですけど皆さんの援けをいただいて任務を遂行したいと思います。どうぞ、よろしくをお願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

なお、これまで会長と会長職務代理者の両名が前に出て、議事進行をしておりましたが、次回からは、会長不在の場合のみ、職務代理者において、前で議事進行をしていただくということに変更したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成29年第12回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前11時54分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成29年11月10日

周南市農業委員会

会 長 杉 村 龍 男

委 員 秋 貞 啓 子

委 員 原 田 雅 之